

委員会提出議案第3号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月24日提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則

山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第138条を次のように改める。

（請願書の記載事項等）

- 第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
 - 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
 - 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
 - 5 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(請願書の記載事項等)</u></p> <p><u>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</u></p> <p><u>5 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。</u></p>	<p><u>(請願書の記載事項等)</u></p> <p><u>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</u></p> <p><u>4 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。</u></p>

ただいま上程されました議案1件について御説明します。

委員会提出議案第3号は、山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

改正の理由は、さきの6月定例会に上程し議決した「山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の改正規定の中で、項の繰下げを誤り、第138条第4項が重複したため、この条を全部改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。